

## ■白鷹町産業フェア2020 中止のお知らせ

白鷹町産業フェア2020は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により来場者の安全を第一に考え、中止の判断をさせていただきます。

ご理解のほどよろしくお願ひします。

【問い合わせ】  
商工観光課商工振興係  
☎87-0696

## ■「固定資産の異動」についてお知らせください

次のような固定資産の異動がありましたら、「所有建物確認のお願い（5月15日送付の納税通知書に同封）」のハガキに記入し投函いただくか、電話などでお知らせください。

### ●土地について

土地の現況（利用状況）が変わったとき

※田畑や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした場合など

### ●家屋について

家屋（建物）に異動があったとき

※建物を新築、増改築した場合や、建物を取り壊した場合

住宅用の新築家屋に対する

税の軽減

住宅用の新築家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当分について初年度

から3年間、固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。  
※長期優良住宅の認定を受けた新築家屋は、初年度から5年間、税額が2分の1に軽減されます。  
※都市計画税は軽減されません。

### ■改修した家屋に対する税の軽減

次の①～③に該当する改修は、

固定資産税の軽減が受けられます。

- ①省エネ改修
- ②バリアフリー改修
- ③耐震改修

※対象となる家屋の要件や減額措置がそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※都市計画税は軽減されません。

### 【問い合わせ】

税務出納課資産税係

☎85-6133

## 歯周病疾患検診を受けましょう！

山形県後期高齢者医療広域連合では、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみをいつまでも得られるよう、歯を失う大きな原因となっている歯周疾患の予防を目的に、歯周疾患検診事業を実施しています。令和2年度の対象となっている方は、この機会にぜひ受診してください。

対象者	昭和19年4月1日から昭和20年3月31日に生まれた方で保険証（後期高齢者医療被保険者証）をお持ちの方
実施場所	山形県歯科医師会に所属している歯科医院
実施期間	令和2年9月1日から令和2年12月31日まで
受診料金	無料
受診方法	事前に受診する歯科医院に予約してください。その際「山形県後期高齢者医療広域連合の歯周疾患検診」であることをお伝えください。 また、来院時のマスク着用や発熱時の症状がある場合は受診を見合わせるなど、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止にご協力ください。
受診の際の持ち物	受診券・受診票・保険証

※対象者の方へ令和2年8月21日付で受診券・受診票などを送付します。  
紛失などされた場合および不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】山形県後期高齢者医療広域連合 事業課企画財政係 ☎0237-84-7100  
白鷹町役場 町民課国保医療係 ☎0238-85-6130

## ■白鷹町長選挙「立候補予定者説明会」の開催について

10月11日(日) 執行予定の白鷹町長選挙の立候補予定者への説明会を次のとおり開催します。

立候補の届出に必要な書類をお渡しし、届出書への記載方法、

出納責任者の事務などについて説明します。出席される方は、本人または代理人の方でも構いません。

●いつ 9月1日(火)

午後3時

●どこで 白鷹町中央公民館  
2階「大会議室」

### 【問い合わせ】

白鷹町選挙管理委員会事務局

☎85-6120

## ■令和2年豪雨災害義援金にご協力ください

令和2年7月3日からの大雨により、九州南部を中心に始まり、山形県にも甚大な被害が生じました。

この災害で被災された方々を支援するため、日本赤十字社は下記のとおり義援金を受け付けております。皆さまの温かいご支援をよろしく願います。

お寄せいただいた義援金は、全額を被災された皆さまにお届けします。なお、個人・法人からの2001円以上の義援金は、税制上の優遇措置の対象となります。事務局で受領証を発行します。希望される方は健康

福祉課窓口へお越しください。

### ●義援金名

「令和2年7月豪雨災害義援金」

### ●受付期間

令和2年12月28日(月)まで

※土・日・祝日は除く

### ●受付時間

午前8時30分から午後5時

### ●受付場所

・町民課窓口前

・白鷹町健康福祉センター

### 【問い合わせ】

日赤白鷹町分区事務局

(健康福祉課福祉係)

☎86-0111

## 災害に関する町税などの納税猶予・減免などについて

7月28日の豪雨により被害を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

町の税金などにつきまして、申請により納税が猶予されることがあります。また、次の町税などについて、それぞれの理由に該当する場合、減額または減免されることがあります。該当する場合など詳しくは、お問い合わせください。

該当する税および保険料	内容
個人町民税・介護保険料 後期高齢者医療保険料	災害により受けた住宅または家財の損害（保険金、損害賠償金などにより補填される金額を除く）の程度が30%以上、かつ前年中の所得が一定額以下の場合
国民健康保険税	災害により受けた住宅または家財の損害（保険金、損害賠償金などにより補填される金額を除く）の程度が20%以上、かつ前年中の所得が一定額以下の場合
固定資産税 (都市計画税)	▶家屋（償却資産も準ずる）では、内装、外壁、畳などに損傷を受け、居住または使用目的を損じ修理または取替えを要する場合などで当該家屋の価格の20%以上の価値を減じた場合 ▶農地または宅地などの20%以上の面積が災害により、流失、埋没、もしくは崩壊などの損害を受け、作付け不能または使用不能となった場合

【問い合わせ】 税務出納課 町民税係 ☎ 85-6132 資産税係 ☎ 85-6133 収納係 ☎ 85-6106